

令和 7 年度

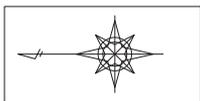
委託仕様書

委託業務の名称	上尾市大規模下水道管路特別重点調査業務						
業務場所	上尾市大字上地内外						
路河川名称							
事業名							
委託大要	本管潜行目視調査工 L=8,552m マンホール目視調査工 41箇所						

変更理由					
備考					
地区	県南(北本県土整備)	労務費補正	1.00	機械経費(賃料)補正	1.00
単価適用年月	令和07年06月01日付 公共				
工期	当初	自		至	
		日数			
	変更		至		
経費適用年月	公共 令和06年度				
主たる工種	-				
施工地域	一般交通影響有り(1)				
設計	当初金額		変更金額		
	委託価格				
	消費税相当額				
	合計				
請負	委託価格				
	消費税相当額				
	合計				
	請負増減額				
週休2日区分					

位置図

上尾市大規模下水道管路特別重点調査業務



業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基準
1工区	1	式			施工箇所A
調査	1	式			
調査	1	式			
管路調査工	1	式			
本管潜行目視調査工	655	m			C 1号
マンホール目視調査工	5	箇所			C 2号
報告書作成工	1	式			
報告書作成工(本管潜行目視調査)	655	m			C 3号
報告書作成工(マンホール目視調査)	5	箇所			C 4号
仮設工	1	式			
交通管理工	1	式			
交通誘導警備員A	1	式			C 5号
交通誘導警備員B	1	式			C 6号
直接作業費計					

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基 準
共通仮設費計	1	式			
共通仮設費(率化)	1	式			
共通仮設費率分	1	式			
純作業費	1	式			
現場管理費	1	式			
作業原価	1	式			
一般管理費等	1	式			金銭的保証を必要としない
作業価格	1	式			
消費税等相当額	1	式			
合計					

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基 準
2・3工区	1	式			施工箇所B
調査	1	式			
調査	1	式			
管路調査工	1	式			
本管潜行目視調査工	1,049	m			C 1号
マンホール目視調査工	20	箇所			C 2号
報告書作成工	1	式			
報告書作成工(本管潜行目視調査)	1,049	m			C 3号
報告書作成工(マンホール目視調査)	20	箇所			C 4号
仮設工	1	式			
交通管理工	1	式			
交通誘導警備員A	1	式			C 7号
交通誘導警備員B	1	式			C 8号
直接作業費計					

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基 準
共通仮設費計	1	式			
共通仮設費(率化)	1	式			
共通仮設費率分	1	式			
純作業費	1	式			
現場管理費	1	式			
作業原価	1	式			
一般管理費等	1	式			金銭的保証を必要としない
作業価格	1	式			
消費税等相当額	1	式			
合計					

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基準
4・5工区	1	式			施工箇所D
調査	1	式			
調査	1	式			
管路調査工	1	式			
本管潜行目視調査工	1,032	m			C 1号
マンホール目視調査工	8	箇所			C 2号
報告書作成工	1	式			
報告書作成工(本管潜行目視調査)	1,032	m			C 3号
報告書作成工(マンホール目視調査)	8	箇所			C 4号
仮設工	1	式			
交通管理工	1	式			
交通誘導警備員B	1	式			C 6号
直接作業費計					
共通仮設費計	1	式			

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基 準
共通仮設費(率化)	1	式			
共通仮設費率分	1	式			
純作業費	1	式			
現場管理費	1	式			
作業原価	1	式			
一般管理費等	1	式			金銭の保証を必要としない
作業価格	1	式			
消費税等相当額	1	式			
合計					

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基準
6工区	1	式			施工箇所F
調査	1	式			
調査	1	式			
管路調査工	1	式			
本管潜行目視調査工	201	m			C 1号
マンホール目視調査工	4	箇所			C 2号
報告書作成工	1	式			
報告書作成工(本管潜行目視調査)	201	m			C 3号
報告書作成工(マンホール目視調査)	4	箇所			C 4号
仮設工	1	式			
交通管理工	1	式			
交通誘導警備員B	1	式			C 9号
直接作業費計					
共通仮設費計	1	式			

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基 準
共通仮設費(率化)	1	式			
共通仮設費率分	1	式			
純工事費	1	式			
現場管理費	1	式			
工事原価	1	式			
一般管理費等	1	式			金銭の保証を必要としない
作業価格	1	式			
消費税等相当額	1	式			
合計					

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基 準
7工区	1	式			施工箇所G
調査	1	式			
調査	1	式			
管路調査工	1	式			
本管潜行目視調査工	720	m			C 1号
マンホール目視調査工	4	箇所			C 2号
報告書作成工	1	式			
報告書作成工(本管潜行目視調査)	720	m			C 3号
報告書作成工(マンホール目視調査)	4	箇所			C 4号
仮設工	1	式			
交通管理工	1	式			
交通誘導警備員B	1	式			C 6号
直接作業費計					
共通仮設費計	1	式			

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基 準
共通仮設費(率化)	1	式			
共通仮設費率分	1	式			
純作業費	1	式			
現場管理費	1	式			
作業原価	1	式			
一般管理費等	1	式			金銭の保証を必要としない
作業価格	1	式			
消費税等相当額	1	式			
合計					

業務委託料内訳書					
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基準
8工区	1	式			施工箇所H
調査	1	式			
調査	1	式			
管路調査工	1	式			
本管潜行目視調査工	3,890	m			C 1号
報告書作成工	1	式			
報告書作成工(本管潜行目視調査)	3,890	m			C 3号
仮設工	1	式			
交通管理工	1	式			
交通誘導警備員B	1	式			C 10号
直接作業費計					
共通仮設費計	1	式			
共通仮設費(率化)	1	式			
共通仮設費率分	1	式			

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基 準
純作業費	1	式			
現場管理費	1	式			
作業原価	1	式			
一般管理費等	1	式			金銭の保証を必要としない
作業価格	1	式			
消費税等相当額	1	式			
合計					

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基準
9工区	1	式			施工箇所I
調査	1	式			
調査	1	式			
管路調査工	1	式			
本管潜行目視調査工	989	m			C 1号
報告書作成工	1	式			
報告書作成工(本管潜行目視調査)	989	m			C 3号
仮設工	1	式			
交通管理工	1	式			
交通誘導警備員B	1	式			C 6号
直接作業費計					
共通仮設費計	1	式			
共通仮設費(率化)	1	式			
共通仮設費率分	1	式			

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基 準
純作業費	1	式			
現場管理費	1	式			
作業原価	1	式			
一般管理費等	1	式			金銭の保証を必要としない
作業価格	1	式			
消費税等相当額	1	式			
合計					

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基準
10工区	1	式			施工箇所J
調査	1	式			
調査	1	式			
管路調査工	1	式			
本管潜行目視調査工	16	m			C 1号
報告書作成工	1	式			
報告書作成工(本管潜行目視調査)	16	m			C 3号
仮設工	1	式			
交通管理工	1	式			
交通誘導警備員B	1	式			C 11号
直接作業費計					
共通仮設費計	1	式			
共通仮設費(率化)	1	式			
共通仮設費率分	1	式			

業務委託料内訳書

費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号 基 準
純作業費	1	式			
現場管理費	1	式			
作業原価	1	式			
一般管理費等	1	式			金銭の保証を必要としない
作業価格	1	式			
消費税等相当額	1	式			
合計					

上尾市大規模下水道管路特別重点調査業務

第 1 号 C 代価						本管潜行目視調査工	
						600 m 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準		
測量技師		人					
測量技師補		人					
普通作業員		人					
ライトバン運転工		日			D 1 号		
計							
単位当たり							

上尾市大規模下水道管路特別重点調査業務

第 3 号 C 代価						報告書作成工（本管潜行目視調査）	
						1,000 m 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準		
測量主任技師 緊急度判定等含む		人					
測量技師		人					
測量技師補		人					
計							
単位当たり							

第 4 号 C 代価						報告書作成工 (マンホール目視調査)	
						60 箇所 当り	
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準		
測量主任技師 緊急度判定等含む		人					
測量技師		人					
測量技師補		人					
計							
単位当たり							

上尾市大規模下水道管路特別重点調査業務

第 5 号 C 代価		交通誘導警備員A			
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
交通誘導警備員A		人日			代 1号
計					
単位当たり					

第 9 号 C 代価		交通誘導警備員B			
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準
交通誘導警備員B		人日			代 2 号
計					
単位当たり					

第 1 号 代価表		交通誘導警備員 A				1 人日 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号 基 準	
交通誘導警備員 A		人				
諸 雑 費 (丸め)	1	式				
計						
単位当たり						
[条件] [B] = 1 交通誘導警備員区分 交通誘導警備員 A						

諸 経 費 設 定 情 報	
名 称	値
【諸経費情報】	
<公共工事>	
[第1工区：1工区]	
諸経費名	公共 令和06年度 施工箇所A
[第2工区：2・3工区]	
諸経費名	公共 令和06年度 施工箇所B
[第3工区：4・5工区]	
諸経費名	公共 令和06年度 施工箇所D
[第4工区：6工区]	
諸経費名	公共 令和06年度 施工箇所F
[第5工区：7工区]	
諸経費名	公共 令和06年度 施工箇所G
[第6工区：8工区]	
諸経費名	公共 令和06年度 施工箇所H
[第7工区：9工区]	
諸経費名	公共 令和06年度 施工箇所I
[第8工区：10工区]	
諸経費名	公共 令和06年度 施工箇所J
【施工地域補正】	
<公共工事>	
施工箇所A	一般交通影響有り(1)
施工箇所B	一般交通影響有り(1)
施工箇所D	一般交通影響有り(1)
施工箇所F	一般交通影響有り(1)
施工箇所G	一般交通影響有り(1)
施工箇所H	一般交通影響有り(1)
施工箇所I	一般交通影響有り(1)
施工箇所J	一般交通影響有り(1)
【 過休2日補正 】	補正なし
<公共工事>	
【工区名称：1工区】	
[工種]	—
[主要項目]	
施工地域	一般交通影響有り(1)
前払金支出割合区分	0%～5%以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない
諸経費を前回金額に固定	前回金額に固定しない
[共通仮設費]	
率指定	する
[現場環境改善費]	
現場環境改善費計上区分	計上しない
[現場管理費]	
率指定	する
[一般管理費等]	
率指定	する
工事価格端数調整	千円止め
[間接労務費]	
[工場管理費]	
[工期延長等に伴う増加費用]	
工期延長等に伴う増加費用計上区分	計上しない
[消費税]	

諸経費設定情報

名 称	値
(経過措置)複数の税率を適用する	複数税率を適用しない
【工区名称：2・3工区】	
[工種]	—
[主要項目]	
施工地域	一般交通影響有り(1)
前払金支出割合区分	0%～5%以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない
諸経費を前回金額に固定	前回金額に固定しない
[共通仮設費]	
率指定	する
[現場環境改善費]	
現場環境改善費計上区分	計上しない
[現場管理費]	
率指定	する
[一般管理費等]	
率指定	する
工事価格端数調整	千円止め
[間接労務費]	
[工場管理費]	
[工期延長等に伴う増加費用]	
工期延長等に伴う増加費用計上区分	計上しない
[消費税]	
(経過措置)複数の税率を適用する	複数税率を適用しない
【工区名称：4・5工区】	
[工種]	—
[主要項目]	
施工地域	一般交通影響有り(1)
前払金支出割合区分	0%～5%以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない
諸経費を前回金額に固定	前回金額に固定しない
[共通仮設費]	
率指定	する
[現場環境改善費]	
現場環境改善費計上区分	計上しない
[現場管理費]	
率指定	する
[一般管理費等]	
率指定	する
工事価格端数調整	千円止め
[間接労務費]	
[工場管理費]	
[工期延長等に伴う増加費用]	
工期延長等に伴う増加費用計上区分	計上しない
[消費税]	
(経過措置)複数の税率を適用する	複数税率を適用しない
【工区名称：6工区】	
[工種]	—
[主要項目]	
施工地域	一般交通影響有り(1)
前払金支出割合区分	0%～5%以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない

諸 経 費 設 定 情 報	
名 称	値
諸経費を前回金額に固定	前回金額に固定しない
[共通仮設費]	
率指定	する
[現場環境改善費]	
現場環境改善費計上区分	計上しない
[現場管理費]	
率指定	する
[一般管理費等]	
率指定	する
工事価格端数調整	千円止め
[間接労務費]	
[工場管理費]	
[工期延長等に伴う増加費用]	
工期延長等に伴う増加費用計上区分	計上しない
[消費税]	
(経過措置)複数の税率を適用する	複数税率を適用しない
【工区名称：7工区】	
[工種]	—
[主要項目]	
施工地域	一般交通影響有り(1)
前払金支出割合区分	0%～5%以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない
諸経費を前回金額に固定	前回金額に固定しない
[共通仮設費]	
率指定	する
[現場環境改善費]	
現場環境改善費計上区分	計上しない
[現場管理費]	
率指定	する
[一般管理費等]	
率指定	する
工事価格端数調整	千円止め
[間接労務費]	
[工場管理費]	
[工期延長等に伴う増加費用]	
工期延長等に伴う増加費用計上区分	計上しない
[消費税]	
(経過措置)複数の税率を適用する	複数税率を適用しない
【工区名称：8工区】	
[工種]	—
[主要項目]	
施工地域	一般交通影響有り(1)
前払金支出割合区分	0%～5%以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない
諸経費を前回金額に固定	前回金額に固定しない
[共通仮設費]	
率指定	する
[現場環境改善費]	
現場環境改善費計上区分	計上しない
[現場管理費]	
率指定	する
[一般管理費等]	

諸経費設定情報	
名称	値
率指定	する
工事価格端数調整	千円止め
[間接労務費]	
[工場管理費]	
[工期延長等に伴う増加費用]	
工期延長等に伴う増加費用計上区分	計上しない
[消費税]	
(経過措置)複数の税率を適用する	複数税率を適用しない
【工区名称：9工区】	
[工種]	—
[主要項目]	
施工地域	一般交通影響有り(1)
前払金支出割合区分	0%～5%以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない
諸経費を前回金額に固定	前回金額に固定しない
[共通仮設費]	
率指定	する
[現場環境改善費]	
現場環境改善費計上区分	計上しない
[現場管理費]	
率指定	する
[一般管理費等]	
率指定	する
工事価格端数調整	千円止め
[間接労務費]	
[工場管理費]	
[工期延長等に伴う増加費用]	
工期延長等に伴う増加費用計上区分	計上しない
[消費税]	
(経過措置)複数の税率を適用する	複数税率を適用しない
【工区名称：10工区】	
[工種]	—
[主要項目]	
施工地域	一般交通影響有り(1)
前払金支出割合区分	0%～5%以下
契約保証に係る補正	契約保証に係る補正を行わない
諸経費を前回金額に固定	前回金額に固定しない
[共通仮設費]	
率指定	する
[現場環境改善費]	
現場環境改善費計上区分	計上しない
[現場管理費]	
率指定	する
[一般管理費等]	
率指定	する
工事価格端数調整	千円止め
[間接労務費]	
[工場管理費]	
[工期延長等に伴う増加費用]	
工期延長等に伴う増加費用計上区分	計上しない
[消費税]	
(経過措置)複数の税率を適用する	複数税率を適用しない

総括表

項目	単位	1工区		2工区		3工区		2・3工区		4工区		5工区		4・5工区		6工区		7工区		8工区		9工区		10工区		合計
		雨水		雨水		合流		計		雨水		計		雨水		計		雨水		雨水		都下		都下		
本管潜行目視調査工	m	655		407		642		1,049		706		326		1,032		201		720		3,890		989		16		8,552
マンホール目視調査工	箇所	5		8		12		20		8		0		8		4		4		0		0		0		41
報告書作成工(本管潜行目視調査工)	m	655		407		642		1,049		706		326		1,032		201		720		3,890		989		16		8,552
報告書作成工(マンホール目視調査工)	箇所	5		8		12		20		8		0		8		4		4		0		0		0		41

項目	延長(m)	マンホール(箇所)
雨水管(雨水)	2,689	29
合流管(合流)	642	12
都市下水道(都下)	5,221	0
合計	8,552	41

特記仕様書

(1) 業務の目的

本業務は、「下水道管路の全国特別重点調査について（依頼）（令和7年3月18日国土交通省水管理・国土保全局下水道事業課事業マネジメント推進室長事務連絡）」（以下、国土交通省依頼文書）に基づき、全国特別重点調査を実施するものである。

(2) 業務委託の対象

委託箇所：上尾市大字上地内外

委託対象施設：雨水管	2, 6 8 9 m	雨水マンホール	29箇所
合流管	6 4 2 m	合流マンホール	12箇所
都市下水路	5, 2 2 1 m	都市下水路マンホール	0箇所
合計	8, 5 5 2 m	合計	41箇所

(3) 委託期間

契約日から令和7年12月19日まで

(4) 調査方法

別紙「一般仕様書」のとおり

(5) 判定基準

本業務では、以下の判定基準とする。

国土交通省依頼文書に基づき、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（平成25年9月国土交通省水管理・国土保全局下水道部）」における腐食、たるみ、破損のいずれかにランクA が有れば「Ⅰ：速やかに対策を実施する」、B があれば「Ⅱ：応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施する」と判定するものとする。

(6) 専門家によるチェック

本業務では、調査を実施する担当者とは別に、専門家（コンクリート診断士、技術士（建設部門、上下水道部門）、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士のいずれかの資格を有するもの）がチェックを行うものとする。

(7) 支払い

支払いについては、下水道施設課、道路河川課毎に請求書を作成するものとする。
支払額については、45%を下水道施設課、55%を道路河川課とするものとする。
変更等が生じた際は、発注者と協議するものとする。

(8) その他

その他疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

一般仕様書

上尾市大規模下水道管路特別重点調査業務 上尾市内大字上地内外

第一章 総則

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は上尾市（以下、発注者という）が管理する下水道管路施設内の調査工（以下、「調査」という）に適用する。
- (2) 本仕様書、特記仕様書及び図面（以下、「設計図書」という）に疑義が生じた場合は発注者と受注者との協議により決定する。

2. 成果の所有等

調査に伴って得られた資料及び成果は発注者の所有とする。また、調査の成果等は、発注者の承諾なしに公表しないこと。

3. 用語の定義

本仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (2) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

4. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則などを遵守しなければならない。

- ① 労働基準法
- ② 労働者災害補償保険法
- ③ 消防法
- ④ 建設業法
- ⑤ 建築基準法
- ⑥ 港湾法
- ⑦ 毒物及び劇物取締法
- ⑧ 道路法
- ⑨ 下水道法
- ⑩ 中小企業退職金共済法
- ⑪ 道路交通法
- ⑫ 河川法

- ⑬ 電気事業法
 - ⑭ 騒音規制法
 - ⑮ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
 - ⑯ 水質汚濁防止法
 - ⑰ 酸素欠乏症等防止規則
 - ⑱ 労働安全衛生法
 - ⑲ 振動規制法
 - ⑳ 環境基本法
- (2) 使用人に対する諸法令等の運用及び適用は、受注者の負担と責任において行うこと。なお、建設業退職金共済組合及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。
- (3) 適用を受ける諸法令に改定等があった場合は、最新のものを使用すること。

5. 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けた上、調査に着手すること。
- ① 業務着手届
 - ② 現場責任者及び技術管理者通知書、経歴書
 - ③ 業務工程表
 - ④ 職務分担表
 - ⑤ 緊急連絡届
 - ⑥ 調査計画書
 - ⑦ 酸素欠乏危険作業主任者届
(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証の写しを添付のこと)
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要がある時は、ただちに変更届を提出すること。
- (3) 受注者は、着手日からしゅん工日までの期間中の毎月末、調査出来高報告書を監督員に提出すること。
- (4) 調査が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。
- ① 業務完了届
 - ② 実施工程表
 - ③ 引渡書
 - ④ 調査記録写真帳（第一章「12.作業記録写真」による）
 - ⑤ 完了図書一式（第三章「3.報告書」による）
 - ⑥ 請求書
- (5) 前記各項のほか、監督員が指定した書類を指定期日までに提出すること。

6. 官公署等への手続き

受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、調査に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

7. 現場体制

- (1) 受注者は、契約締結後、すみやかに現場責任者、及び調査の技術並びに経験を有する技術管理者を定めるとともに、現場に技術管理者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 管路施設内の調査を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (3) 受注者は、あらかじめ発注者に業務従事者の身分証明書発行を申請し、身分証明書の交付を受けた上で、その身分証明書を携行し、現場の業務にあたること。
- (4) 受注者は、適正な調査の進捗を図るとともに、そのために必要な数の調査員及び交通誘導員を配置すること。

8. 下請負人の届出

- (1) 受注者は、調査の一部を下請負とする場合で、発注者が下請負人の届出の提出を求めた時は、着手に先立ち、下請負人使用状況届により、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法等について、届け出ること。作業期間中に、下請負人を変更する場合も同様である。
- (2) 調査の実施にあたって、著しく不相当であると認められる下請負人は、交代を命ずることがある。この場合、受注者はただちに必要な措置を講じること。

9. 地域住民等との協調

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、必要に応じて地域住民等に調査内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、地域住民からの要望、もしくは地域住民等と交渉があった時は遅滞なく監督員に申し出て、対応について協議すること。地域住民等に対しては、誠意をもって対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (3) 受注者は、いかなる理由があっても、地域住民等から報酬、または手数料等を受け取ってはならない。なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について、十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

10. 損害賠償及び保障

- (1) 受注者は、下水道施設に損害を与えたときは、ただちに監督員に報告し、対応について協議するとともに、すみやかに原状復旧すること。
- (2) 受注者は、調査にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時は、その復旧及び賠償に全責任を負うこと。

11. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と、実績に差が生じた場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図ること。
- (3) 受注者は、毎月末、調査出来高報告書により、調査の進捗状況を監督員に報告すること。
- (4) 日程の都合上、祝日、休日等に調査を行う必要がある場合は、あらかじめ調査内容及び調査時間等について、監督員の承諾を得ること。

12. 作業記録写真

受注者は、次の各項に従って、調査記録写真を撮影し、国土交通省の「デジタル写真管理情報基準」(案)に準拠したアルバム管理ソフトを用い、工種ごと及び箇所ごとに整理したものを、報告書とともに監督員に提出すること。

- (1) 撮影は、調査延長 1,000m 程度に対して一か所の安全管理の状況、使用機械による作業状況、酸素及び硫化水素濃度等の測定状況、管路内洗浄状況のほか、監督員が指示する内容について行うこと。
- (2) 写真には、件名、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (3) 写真は、原則としてカラー撮影とすること。

第二章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 受注者は、公衆公害、労働災害及び物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2) 調査中は、気象条件に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、調査計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 受注者は、調査に従事する者に対して、定期的に当該調査に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業にかかわる業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の調査環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、調査に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管きょ等に出入りし、またはこれらの内部で調査を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏症等危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスの有無を、調査開始前と調査中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し、監督員が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3) 調査中、酸素欠乏空気や有毒ガスが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及び他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、交通誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 調査中は、常時、調査現場周辺の居住者及び通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 調査現場には、下水道管路内調査中と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明および保安灯を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 調査区域内には、交通誘導員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 調査に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

5. その他

- (1) 受注者は、調査にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面により、ただちに発注者に届け出ること。

第三章 調査工

1. 一般事項

- (1) 受注者は、調査計画書に調査箇所、調査順序等を定め、事前に監督員に報告したうえで、調査に着手すること。
- (2) 調査にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用するなど、必要な保護措置を講じ、下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 潜行目視により管路内の調査を全線に渡り実施し、調査を実施する担当者とは別に、専門家（コンクリート診断士、技術士（建設部門、上下水道部門）、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士のいずれかの資格を有するもの）によるチェックを経ること。
- (4) 調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ調査中の安全が確保されるものとする。
- (5) 受注者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法等に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (6) 監督員が事故防止上危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。
- (7) 調査にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一汚損させた時は、調査終了の都度、洗浄・清掃すること。
- (8) 調査終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清掃に努めること。

2. 調査工

(1) 調査計画書

受注者は、調査にあたり、次の事項を記載した調査計画書を提出し、承諾を受けた上、着手すること。

- ① 調査概要
- ② 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）
- ③ 調査計画（カメラ装置等の使用機器、調査方法、実施工程等）
- ④ 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、管きょ内と地上との連絡方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）
- ⑤ その他 監督員の指示する事項

(2) 調査機材

調査に使用する機材は、常に点検し、整備をしておくこと。

(3) 調査時間

調査にあたっては、道路使用許可条件を遵守すること。

(4) 目視による調査

- ① 本管潜行目視調査（内径 800mm 以上）

本管内に調査員が入り、管路施設の布設状況、土砂等の堆積状況、管の破損、継手部の不良、管壁のクラック、取付け管口、管のたるみ・蛇行、取付け管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水等について異常の程度を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。本管内の異常個所の位置表示は、上流側マンホール中心からの距離とする。写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて撮影すること。

- ② 取付け管部の異常個所の位置表示は、上流マンホール中心からの距離とする。
- ③ 管きょ内に異常が発見された場合は、異常個所を拡大した画像（カラー）を保存するものとする。これらの撮影内容及び方法の変更は、事前に監督員と協議し、承諾を得なければならない。

管内の不良個所等の鮮明なデータが得られるよう、カメラはデジタル映像であること。また、拡大撮影が可能なズーム機能を有しているものとする。調査対象管路の最大スパン延長にも対応可能な機能を備えており、曲管や堆積物に対応できるよう、自走車は左右駆動の構造であること。

④ マンホール目視調査

マンホール内に調査員が入り、マンホール内の側塊や側壁のクラックやズレ、浸入水、足掛金物及びコンクリートの腐食、足掛金物の欠損本数、土砂等の堆積、管きょの布設状況、蓋の摩耗度、蓋のがたつき・蓋違い、副管の状況等について、異常の程度を確認し、写真撮影（カラー）を行うものとする。写真撮影（カラー）は、調査年月日、調査場所、異常内容等を明記した黒板を入れて行い、マンホール一箇所あたり3枚以上を標準とする。

(5) 異常時の措置

調査の続行が困難になった場合は、ただちに監督員に報告し、指示を受けること。この場合においても、上下流から調査するなど、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

3. 報告書

- (1) 調査結果は、調査報告書記載要領により、報告書を作成し、提出すること。
その際、調査を実施する担当者とは別に、専門家（コンクリート診断士、技術士（建設部門、上下水道部門）、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士のいずれかの資格を有するもの）によるチェックを経て判定の質が十分確保されるよう留意すること。
- (2) 調査結果をテレビモニターから DVD 等に収録する場合は、指定の一般用 DVD 等に収録すること。なお、提出する DVD 等及び写真には、件名、地名、路線番号、継手番号、管径、並びに距離等を表示すること。

(3) 調査結果の判定基準については、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)(平成25年9月国土交通省水管理・国土保全局下水道部)」における判定基準に基づいた判定基準とする。

なお、調査を実施する担当者とは別に、専門家(コンクリート診断士、技術士(建設部門、上下水道部門)、下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士のいずれかの資格を有するもの)がチェックを行うものとする。

(4) 提出する成果品は、次のとおりとする。

- ① 報告書
- ② 異常箇所写真集
- ③ 調査記録写真(データ CD)
- ④ 報告書及び異常箇所写真帳のデータ CD
- ⑤ その他監督員の指示するもの。

成果品は、公共下水道(雨水・合流)及び都市下水路ごとにとりまとめるものとする。

第四章 その他

1. 調査の完了

調査を終了し、所定の書類が提出された後、発注者検査員の検査をもって完了とする。

2. 検査

受注者は、検査のために必要な資料(報告書、異常箇所写真集、写真 CD)を、検査員の指示に従い、提出すること。

3. その他

(1) 調査箇所において、下水道施設に破損、不同沈下、腐食等の異常を発見した場合は、すみやかに監督員に報告すること。

(2) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督員と協議し、処理すること。

< 調査報告書記載要領 >

1. 一般事項

- (1) 報告書は、この要領に従い、作成すること。
- (2) 様式は、A4判横書きとし、図面は、縮尺、寸法を明記し、製本すること。
- (3) 表紙には、調査年度、調査件名、調査期間、発注者名、受注者等を記入すること。また、背表紙にも調査年度、調査番号、調査件名、受注者名等を記入すること。
- (4) 調査記録表等の書式については、別表記載のものと変更がある場合は事前に監督員に提示し許可を得ること。

2. 記載事項

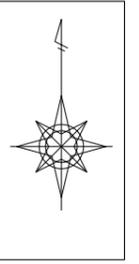
報告書には、下記の事項を記すこと。

- (1) 目視調査
 - ① 調査目的
 - ② 調査概要
 - ③ 案内図
 - ④ 調査箇所図
 - ⑤ 異常箇所図
 - ⑥ 本管用調査総括表
 - ⑦ 本管用調査集計表
 - ⑧ 本管用調査記録表
 - ⑨ 異常箇所一覧表
 - ⑩ 考察

< 電子データ提出要領 >

- (1) 電子データはこの要領に基づき提出すること。
- (2) 成果品データを CD または DVD にまとめ、ディスク面に調査年度、調査件名、調査期間、発注者名、受注者を記載し提出すること。
- (3) 電子データの提出は、Excel で作成したものは Excel 形式とし、それ以外のは pdf 形式とする。
- (4) 報告書、異常箇所写真集は pdf 化し、路線・写真集の検索が容易な形態とすること。
- (5) 調査記録写真は、国土交通省「デジタル写真管理情報基準」(案) に準拠したアルバム管理ソフトで工種及び箇所ごとに整理し、XML 形式で提出する。
- (6) 電子媒体を提出する際は、必ずウイルスチェックを実施しその情報を成果品に表示すること。

平面图



年度	令和7年度	上尾公共下水道
業務名	上尾市大規模下水道管路特別重点調査業務	
業務場所	上尾市大字上地内外	
図面名	平面图	
縮尺	FREE	図面番号 1 / 1
上尾市上下水道部下水道施設課		